

第 3 6 期 決 算 公 告

2024年6月11日

東京都港区芝三丁目23番1号
株式会社JTBコミュニケーションデザイン
代表取締役 社長執行役員 藤原 卓行

貸 借 対 照 表

2024年3月31日 現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	13,045,086	流動負債	7,227,202
現金及び預金	1,567,061	営業未払金	5,343,136
営業未収金	9,980,699	リース債務	49,984
棚卸資産	160,450	未払金	576,392
営業前払金	172,617	未払費用	368,195
前払金	25,220	営業前受金	486,351
前払費用	125,814	預り金	403,141
短期貸付金	751,621		
未収還付法人税等	160,938		
未収消費税等	49,250		
立替金	47,139		
その他	5,953		
貸倒引当金	△ 1,680		
固定資産	3,236,332	固定負債	283,328
有形固定資産	264,348	リース債務	115,860
建物附属設備	185,302	長期未払金	11,781
構築物	0	預り保証金	1,000
器具備品	74,600	役員退職慰労引当金	30,240
リース資産	4,445	退職給付引当金	124,446
無形固定資産	559,242		
ソフトウェア	397,497	負 債 合 計	7,510,530
リース資産	160,307	純 資 産 の 部	
電話加入権	693	株主資本	8,303,321
商標権	744	資本金	100,000
投資その他の資産	2,412,741	資本剰余金	5,532,207
投資有価証券	994,252	その他資本剰余金	5,532,207
関係会社株式	80,000	利益剰余金	2,671,114
出資金	20,200	利益準備金	25,000
差入保証金	571,244	その他利益剰余金	2,646,114
長期前払費用	38,829	別途積立金	300,000
繰延税金資産	154,586	繰越利益剰余金	2,346,114
固定化営業債権	760,044	(うち、当期純損失	△ 231,135)
長期預け金	179,587	評価・換算差額等	467,566
貸倒引当金	△ 386,003	その他有価証券評価差額金	467,566
		純 資 産 合 計	8,770,888
資 産 合 計	16,281,418	負 債 ・ 純 資 産 合 計	16,281,418

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を適用しております。

② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

時価法を適用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(b) 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を適用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品は先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を適用しております。

原材料以外の棚卸資産は個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)を適用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を適用しております。

(リース資産以外)

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は、定額法を適用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を適用しております。

(リース資産以外)

なお、ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を適用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を適用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務(自己都合要支給額)を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日）等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社事業は履行義務の充足した時又は充足するにつれて収益を認識し、売上区分別の基準は以下としております。

(1) イベント・コンベンション・展示会

開催期間に応じ、一定の期間で収益を認識しております。

イベント等の開催に関わらず、納品時点で顧客が使用可能となる制作物は、当該制作物の納品時に収益を認識しております。

(2) 広告

サービス内容に応じ、以下の通り収益を認識しております。

複数のサービスを一体とした包括広告契約については、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、義務の履行を描写するサービスごとに細分化し収益を認識しております。

・媒体

媒体掲載期間における期間按分で収益を認識しております。

・制作物

制作物の納品時に収益を認識しております。ただし、媒体掲載のために制作した制作物は、媒体掲載開始時点で収益を認識しております。

・ライセンス契約（タレント出演・コンテンツ利用）

契約期間における期間按分で収益を認識しております。

・リサーチ・プランニング

契約上の定めによる成果物の検取時に収益を認識しております。

・進行管理費の取扱い

進行管理費を顧客より收受する場合、見積書等で顧客に提示した料率を各サービスの収益認識時に加算して収益を認識しております。

・媒体等の手配の取扱い

媒体等の手配のみをサービスとする場合、顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

(3) 試験運営

開催期間に応じ、一定の期間で収益を認識しております。試験等の開催に関わらず、納品時点で顧客が使用可能となる制作物は、当該制作物の納品時に収益を認識しております。

(4) 事務局運営

契約期間における期間按分で収益を認識しております。

(5) 施設運営

サービス内容に応じ、以下の通り収益を認識しております。

・施設運営業務

契約期間における期間按分で収益を認識しております。

指定管理業務における構成企業は、自治体・顧客から受領する指定管理料対価から関連する原価を控除した純額を収益として認識しております。

- ・施設利用料

使用時に収益を認識しております。

キャンセル料は、顧客からのキャンセル申出時に収益を認識しております。

- ・主催イベント等

開催期間に応じ、一定の期間で収益を認識しております。

- ・講座等

実施期間に応じ、一定の期間で収益を認識しております。

(6) その他

- ・売電事業

毎月の検針により使用量を計算し、それに基づき算定される料金を収益として認識しております。

ただし、直近の検針日から決算日までの期間がある場合は、その月の日数に対する未検針日数の割合に基づき日数按分による見積計上にて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、及び個別注記表並びに附属明細書の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

以上